

令和3年度第2回茨城県総合計画審議会次第

令和3年12月17日(金) 14時30分～16時30分

茨城県庁舎5階 庁議室

1 開 会

2 議 事

新しい県総合計画について

- (1) 第1部 将来構想（案）について
- (2) 第2部 計画推進の基本方針（案）について
- (3) 第3部 基本計画（案）について
- (4) 第4部 挑戦する県庁への変革（案）について
- (5) いばらき幸福度指標（仮称）及び数値目標の設定について

3 その他

4 閉 会

配付資料一覧

○次第、席次表、委員名簿、審議会条例

- 【資料1】 茨城県総合計画（案）
第1部 将来構想（案）
第2部 計画推進の基本姿勢（案）
第3部 基本計画（案）
第4部 挑戦する県庁への変革（案）
- 【資料2-1】 いばらき幸福度指標（仮称）について
- 【資料2-2】 数値目標の設定について
- 【参考資料1】 いばらき幸福度指標（仮称）に係る有識者意見のまとめ
- 【参考資料2】 第1回茨城県総合計画審議会等における委員からの主な意見と対応状況
- 【参考資料3】 新しい県総合計画の策定スケジュール（案）

令和3年度 第2回茨城県総合計画審議会 席次表 案



地域振興課
 行政経営課長
 計画推進課副参事
 計画推進課長
 政策企画部長

県北振興局	◇
計画推進課	◇
計画推進課	◇
計画推進課	◇
行政経営課	◇
マスコミ	

県北振興局	◇
次長	
計画推進課	◇
補佐	
計画推進課	◇
地域振興課	◇
(速記)	◆
マスコミ	

- | | |
|-------|-------|
| 沼田 委員 | 三浦 委員 |
| 仁衡 委員 | 三村 委員 |
| 高田 委員 | 吉田 会長 |
| 染野 委員 | 有賀 委員 |
| 清山 委員 | 小祝 委員 |

計画推進課 ◇

PC①
(カメラ)

ベントン副会長、田宮委員
中村委員、徳田委員

総合計画審議会委員名簿

委員：15名 任期：2年間（R3.1.15～R5.1.14）

No	氏 名	所 属 等
1	有賀 敏典	国立研究開発法人国立環境研究所
2	川井 真裕美	(株)MIITO CREATIVE 代表取締役
3	小祝 誉士夫	(株)TNC 代表取締役
4	清山 玲	茨城大学人文社会科学部 教授
5	染野 実	(有)ソメノグリーンファーム 代表取締役
6	高田 真理	(株)常陽銀行
7	田宮 菜奈子	筑波大学医学医療系 教授 筑波大学ヘルスサービス開発研究センター長
8	徳田 和嘉子	(株)ゆこゆこ 代表取締役
9	中村 香代	(株)わかさキャリアコンシェルジュ 代表取締役
10	仁衡 琢磨	ペンギンシステム(株) 代表取締役 (一社)茨城研究開発型企业交流協会(IRDA) 代表理事(会長)
11	沼田 邦郎	(株)フットボールクラブ 水戸ホーリーホック 会長
12	ベントン キャロライン	筑波大学 副学長・理事（国際担当）
13	三浦 綾佳	(株)ドロップ 代表取締役
14	三村 泰洋	相鐵(株) 代表取締役
15	吉田 勉	常磐大学総合政策学部法律行政学科長・教授

(50音順、敬称略)

○茨城県総合計画審議会条例

平成6年3月30日
茨城県条例第4号

茨城県総合計画審議会条例を公布する。

茨城県総合計画審議会条例

(設置)

第1条 県の総合計画について調査審議するため、茨城県総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、県の総合計画について調査審議し、その結果について、知事に答申するものとする。

2 審議会は、前項のほか、知事の諮問に応じ、国土総合開発法(昭和25年法律第205号)第7条の2の規定に基づく県の総合開発計画について調査審議し、その結果について、知事に答申するものとする。

3 審議会は、必要があると認めるときは、前2項に規定する県の総合計画等に関し、知事に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員50人以内で組織する。

- (1) 県議会の議員
- (2) 市町村の長
- (3) 市町村の議会の議長
- (4) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、知事が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、特定の事項の調査審議のため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、知事が委嘱する。

(委員以外の者からの意見の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者からその意見を聴くことができる。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の調査審議する事項について、委員を補佐する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

2 茨城県総合開発審議会条例(昭和25年茨城県条例第42号)は、廃止する。